

1 議 事 日 程（5日目）

〔平成27年太宰府市議会第3回（9月）定例会〕

平成27年9月29日

午前10時開議

於 議 事 室

- 日程第1 議案第55号 太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）
- 日程第2 議案第56号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）
- 日程第3 議案第57号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について（分割付託）
- 追加日程第1 発議第8号 議案第57号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）に関する附帯決議
- 日程第4 議案第58号 平成27年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について（環境厚生常任委員会）
- 日程第5 認定第1号 平成26年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第6 認定第2号 平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第7 認定第3号 平成26年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第8 認定第4号 平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第9 認定第5号 平成26年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第10 認定第6号 平成26年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第11 認定第7号 平成26年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第12 認定第8号 平成26年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について（決算特別委員会）
- 日程第13 請願第2号 「いきいき情報センター・トレーニングルーム」の設備・機械改善に関する請願（環境厚生常任委員会）
- 日程第14 意見書第1号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書（総務文教常任委員会）
- 日程第15 意見書第2号 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書（総務文教常任委員会）

日程第16 議員の派遣について

日程第17 閉会中の継続調査申し出について

2 出席議員は次のとおりである（18名）

1番	堺	剛	議員	2番	船越	隆之	議員
3番	木村	彰人	議員	4番	森田	正嗣	議員
5番	有吉	重幸	議員	6番	入江	寿	議員
7番	笠利	毅	議員	8番	徳永	洋介	議員
9番	宮原	伸一	議員	10番	上	疆	議員
11番	神武	綾	議員	12番	小島	真由美	議員
13番	陶山	良尚	議員	14番	長谷川	公成	議員
15番	藤井	雅之	議員	16番	門田	直樹	議員
17番	村山	弘行	議員	18番	橋本	健	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（19名）

市長	芦刈	茂	副市長	富田	讓
教育長	木村	甚治	総務部長	濱本	泰裕
地域健康部長	友田	浩	総務部理事 兼公共施設整備課長	原口	信行
建設経済部長	今村	巧児	市民福祉部長	中島	俊二
教育部長	堀田	徹	上下水道部長	松本	芳生
総務課長	石田	宏二	経営企画課長	山浦	剛志
地域づくり課長	藤田	彰	元気づくり課長	井浦	真須己
市民課長	行武	佐江	都市計画課長	木村	昌春
社会教育課長	中山	和彦	上下水道課長	古賀	良平
監査委員事務局長	渡辺	美知子			

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長	今泉	憲治	議事課長	花田	善祐
書記	山浦	百合子	書記	力丸	克弥
書記	諫山	博美			

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第3回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しているとおりで。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第55号 太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について

○議長（橋本 健議員） 日程第1、議案第55号「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された議案第55号について、その審査の内容と結果を報告いたします。

議案第55号の「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」、この改正は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴うものであり、その番号法に基づき個人番号が付番されることにより、個人情報の一部は個人番号をその内容に含むことになる。そのような個人情報は、番号法では特定個人情報と定義され、より適切かつ厳格な取り扱いが義務づけられている。国では、特定個人情報に関しては、番号法の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の関係条文を読みかえて、番号法の趣旨に沿った運用をする。一方、地方公共団体にあつては、個人情報保護条例の規定内容が全国一律でないため、番号法の読みかえの趣旨をそれぞれの個人情報保護条例に当てはめて、個別に改正を行う必要があるとの説明を受けました。

委員からは、番号法は利便性を、個人情報保護条例は個人情報の保護という目的が食い違うが、どういうふうクリアするのか、特定個人情報の訂正について不服申し立てといった形で最終的な行き先はどこか、ICチップの内蔵されたカードの所有は強制ではないのか、またその告知についてはどのように行っているのかとの質疑があり、執行部からは、個人番号を付番することにより発生する特定個人情報は、より適切な厳格な扱いが求められているという保護の面において、個人情報保護条例の中で特枠とした扱いを行う、市が保有する特定個人情報は、個人情報保護条例の範疇にあり、市が訂正を行う、ICチップが内蔵されたカードについては、申請をした人にものみ交付する、広報等で順次お知らせを行っており、10月5日以降に発送される個人番号通知カードの中にも説明書を同封するとの回答がありました。

討論では、個人情報についていろいろ情報流出などの問題が相次いでおり、情報が蓄積されるほど利用価値も高まり、攻撃されやすくなり、リスクも高まるという根本的な問題があるとの反対討論があり、採決の結果、議案第55号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第55号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第55号「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 今回提案されております「太宰府市個人情報保護条例の一部を改正する条例について」、反対の立場で討論いたします。

10月から施行されます共通番号マイナンバー制度に基づく今回の条例改正ですが、マイナンバーは全国民に12桁の番号をつけて、税金や保険料納付、医療、介護、年金、保育サービス利用など情報をデータベース化して、国が一元的に管理運用するものです。

政府はマイナンバーについて、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平、公正な社会を実現する基盤として説明して利便性を強調していますが、実際には年に数えるほどの手続のうち一部が省略できるといった程度であります。

マイナンバー導入に係る初期費用は3,000億円、さらに年間の経費に300億円もかかり、法人番号を振られる民間事業者においてはその対応だけでも、とりわけ中小業者には大きな負担となっています。

巨額の税金と負担を強いらながら、情報漏えいへの不安に説明責任が果たされていない状況であります。

マイナンバーを通して大量の個人情報が公務、民間を問わず利用される、情報漏えいや成り済まし、不正利用など高まるプライバシー侵害の危険が高まることは明らかで、そのことは日本年金機構で起きた125万件の情報漏えい事故でも浮き彫りになりました。

G7加盟国の中でも、日本のように全員強制、生涯不変、官民利用の番号制度を導入している国はありません。導入しているアメリカや韓国でも、銀行口座などの大量の個人情報が流出し、被害が発生して、見直しに追い込まれています。

日本共産党は、国会の場でも一貫してマイナンバー制度実施の中止を求めてきており、提案

されております議案第55号につきましては、同会派の神武議員とともに反対することを表明して、討論を終わります。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第55号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時07分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第2 議案第56号 太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（橋本 健議員） 日程第2、議案第56号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第56号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」、その審査の内容と結果を報告いたします。

本議案は、10月よりマイナンバー制度が導入されることに伴い、10月以降に通知される通知カード、平成28年1月より本人申請により交付する個人番号カードの紛失等をした場合の再交付に係る手数料を、総務省の通知に基づき、通知カード500円、個人番号カード800円の再交付手数料を条例の別表に加えるものとの説明を受けました。

委員からは、もう少し詳しく手数料の有料化などの根拠についてお聞きしたいとの質疑がなされ、執行部から、総務省から手数料の取り扱いということで、原紙代とか、個人番号カードはプラスチック製になるので、そういったものの原価代ということで通知が来ているとの回答がなされました。

そのほか質疑を終え、討論については、手数料条例は事務条例ではあるが、手数料の根拠となっているマイナンバー制度については、年金機構の流出の問題とかもあり、国民、市民の周知、理解が進んでいるとは言えない状況のため、制度導入の関連する条例であるので、条例案に反対するとの反対討論が1件ありました。

採決の結果、議案第56号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

議案第56号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第56号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例について」、討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番神武綾議員。

○11番（神武 綾議員） 議案第56号「太宰府市手数料条例の一部を改正する条例」につきましては、日本共産党といたしましてマイナンバー制度そのものに反対していること、そして再交付につきましては、紛失、焼却した際、証明書をつけて申請し、手数料を徴収するという市民に負担をかける点からも、この条例改正については、同党派である藤井雅之議員とともに反対といたします。

○議長（橋本 健議員） 次に、賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第56号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成15名、反対2名 午前10時11分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第57号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第3、議案第57号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 各常任委員会に分割付託された議案第57号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分について、その審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとしましては、2款2項1目ICT推進費1,172万8,000円の増額補正、これは番号法の施行に対応するための環境整備に関するものであります。内訳としては、中間サーバー接続端末導入、タッチパネル導入、サンドボックス導入、ふくおか電子自治体共同運営協議会委託料になっています。

次に、3款2項4目学童保育所費、13節委託料520万1,000円の増額補正、これは4月の学童保育所入所児童が予想を上回り、1つの学童保育所を増設し、そのための指定管理料が不足したため、増額補正を行うものであります。その補正財源として、歳入に15款放課後児童対策事業費補助金346万6,000円が増額補正されております。

次に、10款1項2目学校教育運営費32万円の増額補正、これは中学校給食の実現に向けて、専門の知識を有する者、栄養士、教員、保護者で構成する学校給食改善研究委員会を開催し、給食の実施方法等について論議するための費用と、小学生と中学生の太宰府の歴史と文化を学ぶ副読本の追録分印刷費であります。

次に、10款3項1目中学校施設整備費4,545万5,000円の増額補正、これは移動が困難な児童・生徒にとって快適な教育環境を確保するために、エレベーターを整備する費用であります。その補正財源として、歳入に21款中学校施設整備事業債3,400万円が増額補正されております。

あわせて、第4表地方債補正、中学校施設整備事業債に限度額を1億3,290万円に引き上げる補正が計上されております。

続いて、歳入の主なものとしましては、10款1項1目地方交付税、普通交付税の1億2,512万円の増額補正、これは本年度の普通交付税の交付額が32億4,012万円と決定したため、当初予算計上との差額分を増額するものであります。

次に、21款1項6目臨時財政対策債4,199万6,000円の増額補正、これは本年度の臨時財政対策債発行可能額が10億4,199万6,000円と決定され、当初予算計上との差額分を増額するものです。

あわせて、第4表地方債補正、臨時財政対策債に限度額を10億4,199万6,000円に引き上げる補正が計上されております。

続いて、第3表債務負担行為補正としましては、学童保育所指定管理料、一部事務組合筑紫野太宰府消防組合消防施設整備事業債4件などが計上されております。

その他審査では、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠等について質疑、確認を行いました。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、議案第57号の総務文教常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 上疆議員。

〔10番 上疆議員 登壇〕

○10番（上 疆議員） 続きまして、建設経済常任委員会の所管分について、その主な審査内容と結果を報告をいたします。

今回の当所管分の補正は、歳出のみとなっております。

まず、歳出の8款2項1目道路橋梁維持費の道路橋梁維持補修費では、臨時工事費として300万円が増額補正されております。これは、吉松一丁目26番地12号横の市が管理しております室町5号橋の橋梁の上部工の床板部分のコンクリートが一部破損し、穴が開いていることが判明したことによる補正です。

この橋梁は、神ノ前川にかかる幅員5.95m、橋長5.2mの橋梁で、昭和45年に施工され45年が経過しております。日常の生活道路として、8軒の住宅の方々がこの橋梁を使用しないと出入りができないことから、今回上部工の床板をかけかえる補修費の計上となっております。

委員から、工事期間と8軒の家の方への工事期間中の配慮について質疑があり、執行部からは、工事期間は2カ月を見込んでおり、その間中への出入りができなくなることから、経済的な比較により、車については仮の駐車場を近隣に借りること、人が渡れる仮橋をかけ、人だけは通れるようにすることを考えているとの回答がありました。

次に、8款2項2目道路橋梁新設改良費の生活道路改良費では、道路・水路用地購入費として100万円が増額補正されております。これは、北谷にあります市道松川・只越線において、道路が個人の所有地を通過していることが判明したことによる補正です。

この道路は、県道筑紫野・古賀線と農地及び集落を結ぶ道路であり、現況の道路は近隣住民や農業関係者の通行に必要なため、当該地の個人所有部分の99㎡を購入し、道路用地とするため、今回補正されたものです。

あと、審査を終えまして、討論はなく、採決の結果、議案第57号の建設経済常任委員会所管分については、委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 次に、議案第57号の環境厚生常任委員会所管分について報告いたします。

補正予算の審査に当たりましては、歳出より審査を行い、歳出の中で関連する歳入等の項目については、あわせて説明を受け審査を行いました。

当委員会所管分の主なものといたしまして、3款2項3目教育・保育施設費、市立保育所管理運営費748万1,000円の増額補正、ごじょう保育所において現在雇用している保育士の人数では、一時預かり保育、定員200人までの入所に対応できていない状況がある。現在、当初予算で3名の嘱託保育士募集を行っているが、それに新たに6名の追加募集を行うため、10月から3月までの保育士の賃金及び社会保険料等の計上をしているとの説明を受けました。

委員のほうから、当初予算で3名の募集中とのことだが、応募状況等について、なかなか保育士の採用が集まらないということを開いているが、早急に解決しなければならない問題としてどのような取り組みがなされているかなどの質問がなされ、執行部より、当初の3名については、現在のところ応募はない、保育士、支援センター等、知り合いはいないかなど広く声をかけたり、市のホームページ、ハローワーク、また福岡県が事業としてやっている保育士のハローワークにもお願いをしているとの回答がなされました。

次に、10款4項1目社会教育総務費のいきいき情報センター管理運営費350万円の増額補正、15節200万円については、いきいき情報センター2階の国際交流協会及びNPOボランティア支援センターが利用されている部屋の北側通路側の壁に開放感を持たせ、より市民が利用しやすくなることを目的に窓を設置する工事費、18節備品購入費150万円については、いきいき情報センター2階のトレーニングルームに設置されているウオーキングマシン5台のうち2台が故障したことにより、新規に設置するための備品購入費を計上しているとの説明を受けました。

委員のほうから、壁を取り払って窓を入れるということだが、建物への強度等は問題ないのかなどの質疑がなされ、執行部より、そのあたりは影響がないということで確認しているとの回答がなされました。

次に、10款5項1目保健体育総務費の体育複合施設整備費2億2,280万円の増額補正、内訳と

しまして、13節委託料620万円は、15節の施設工事費に係る変更増額分の工事管理に関する費用、15節工事請負費1億4,660万円は、アリーナの空調設備、移動観覧席、雨水・井戸設備等に要する費用に、市民プールへの連絡ブリッジを既契約より減額する予定にしており、その分を差し引いた費用、18節施設一般備品7,000万円は、会議室のテーブルや椅子、更衣室のコインロッカー、アリーナの移動式のステージなどの購入の費用であります。これに伴う歳入として、国庫支出金として学校施設環境改善交付金が640万4,000円、県支出金として防災拠点等再生可能エネルギー導入推進費補助金が263万9,000円が充当されると説明を受けました。

また、この補正予算案に計上した工事を実施するために、工期を平成28年2月29日から平成28年8月31日まで6カ月間延長する必要があるため、今回の予算案を含めた平成27年度予算を全額繰り越すと、繰越明許費についての説明もあわせて受けました。

この予算案につきましては、委員から数多くの質疑がなされましたので、その主な質疑等を要約して報告いたします。

連絡ブリッジを外すことによる影響やリスク、特に安全性での面について、移動観覧席の必要性、空調設備の必要性について、昨年一旦外したものを今年になって必要と判断した理由、経緯というものであり、執行部からは、横断歩道の設置、信号機の設置など、警察と協議をしながら安全性、利便性を図っていきたいと思っている、移動観覧席については、臨場感あふれる試合などを見ていただくために、アリーナの上の部分だけではなく、近くで段差がある階段式の席で見ていただくというのがよいのではないかと考える、空調については、外からの風の影響を受けるバドミントン、卓球競技を初め子どもたちの利用など夏場の熱中症対策として必要だと考えている、この施設をどのように使っていくのが一番市民のためになるのかというのを議論して方針を立て、先送りというわけではなく、一緒につくったほうがいいのではないかとということで検討を進めてきたなどの回答を受けました。

その他の予算審査につきましても、款項目ごとに執行部に対して説明を求め、計上の根拠などについて質疑を行いました。

質疑を終え、討論について、賛成はするが、移動観覧席については台数等に検討の余地があると思うので、検討をお願いしたい、また導入に当たっても、設計変更にまぜるのではなく、一番コストの安い方向を検討していただきたい、ブリッジを落とすことについては、安全性について交差点なり信号機なりをしっかりと設置して対応していただきたいとの賛成討論、一つの補正予算として全体を見れば賛成はするが、体育複合施設について、とりわけ疑問の多い移動観覧席については、最終日の段階で附帯決議を上げさせていただきたいと考えているとの2件の賛成討論、今回補正を出すとするれば、十分な精査をして補正を出すということを市長は述べていたが、今回明確に何らかの根拠が示されたとは言いがたく、昨年外したものが今年戻ってくるという理由が、一緒にやったほうがいいということに尽きるように思えるが、だとすれば去年外したのが間違い、議会が議決したのが間違いだということを公に表明しているのがこの補正予算ではないかと思ひ、反対するとの1件の反対討論がありました。

採決の結果、議案第57号の環境厚生常任委員会所管分は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第57号の当委員会所管分の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

17番村山弘行議員。

○17番（村山弘行議員） 委員長にお尋ねいたしますが、空調の問題、移動観覧席についての議論は理解いたしました。ただ、その際の委員会の中で、委員長の報告によりますと、アリーナの空調あるいは移動観覧席とブリッジの廃止によって、相殺的にこういう金額になったということですが、委員の中から具体的なブリッジをやめることについての減額、それと新しくつくる空調と移動観覧席の具体的な金額の質問なり議論というものがあったかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（橋本 健議員） 環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

○12番（小島真由美議員） ご質問についてですが、木村委員のほうからもございまして、空調、移動式座席と雨水のろ過装置の内訳を知りたいというようなことで、前回入札予定価格は非公開で言えませんということをお聞きしていましたけれども、変更対応ということであれば内訳を知りたいところですよという質問がありました。

それに対して、総務部理事兼公共施設整備課長のほうからは、前回本会議の中でも説明申し上げましたところがございますが、基本的に契約前ということで、入札前というふうな発信はしておりませんというご回答でございました。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか、よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 補正予算案については反対の立場で討論いたします。

本予算案にも、市の職員が誠実に市民生活の問題解決に取り組んでいることをうかがわせる内容が盛り込まれており、それらに対して否決すべきであるという態度をとりたいとは思いません。しかし、今回の補正予算案の予算中に大きな金額を占め、また市民の関心も高く、市長が6月来精査を約束してきたという経緯もある体育複合施設にかかわる予算の評価は避けて通れません。あまたありますが、反対理由を議会との関係、市民との関係に関して1つずつだけ

述べることにします。

今回の提案は、一方で昨年執行部案をよしとして賛成した議員に、賛成意見の事実上の撤回を求めるものと言ってよい。なぜなら、他方では昨年は執行部みずからが否認した理由、それらは昨年反対された議員が多く述べたものですが、それらによって追加工事の承認を求めているというのが今回の補正予算の内容です。議会との議論などこれでは成り立ちません。私が昨年も議員であったなら、たとえそのとき賛成していようと反対していようと、今回の補正には反対するでしょう。

次に、連絡橋のことは除いて考えますけれども、今回の補正により建設内容はほぼ昨年8月の入札の時点と同じようなものになります。その後、結局は8億円を越す予算が追加で必要になったというような計算になります。8億円です。契約前であることを理由に執行部は数字を一切出しませんが、市民にかわって結ぶ契約であるという性質を持つ以上、契約内容、それ以上に重視すべきは市民からの信頼です。それらが揺らいでいることを自覚するがゆえに、市長は7月説明会において精査、その上で補正予算を出す約束したのではないのでしょうか。

1つだけ精査内容に関して疑問を述べますが、7月に初めて明示されたランニングコストに空調稼働率などが計算されていたはずはありません。当時予算化されておりません。今回の議会においては、補正予算案の説明である以上、当然それらを含めたランニングコストが答弁に際して用いられるべきです。しかし、全く同一の数字です。これ以上言うと長くなるのでそこでとめますが、一体何を精査したというのでしょうか。

総じて客観的な根拠を示すことができない、つまりは恣意的と疑われかねないプロジェクトに、巨額の税金が安易に追加投入され続けてきたと受けとめるのが自然であると考えます。

この補正予算案は、誠実に職務に励む多くの職員のプライドを決定的に傷つける、そういう性質を持つと私は考えます。そのような提案に賛成することはできません。出されるべきではなかった補正予算なんだと考えます。

最後に付言しますが、補正予算案自体には反対しますが、建設が進められる以上、完成後の運営に当たっては透明性と効率性を確保し、かつ市民の信頼を得られるような人材配置による管理体制、それを整え、さらには運営状況をわかりやすく、素早く、逐次公開していくことを、そのように努めることを希望し、あわせて2億円を越す予算の1000分の1もあればできる仕事があまたあるということを思い出しつつ、反対討論を結びたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 次に、4番森田正嗣議員。

○4番（森田正嗣議員） 私は、この予算案につきましては、今笠利議員のほうから言われましたけれども、体育複合施設の整備費につきまして、これだけに絞って考えた場合に、立場といたしましては賛成いたします。しかしながら、手続という側面を考えてみた場合に、言葉がちょっと過ぎるかもしれませんけれども、かなり手続的には市民の納得を得るものではないのではないかという気がいたします。

少なくともブリッジの件につきましても、歩道橋から立ち上げた階段をつくらなければいけなくなったというご説明がありましたけれども、確かに理屈としてはそれで通るんですけども、なぜ当初の計画でそれがわからなかったのかというのは、市民の側から見ると疑問の一つだと思います。

それから、確かに入札の関係で、後に付加されましたエアコン関係の経費がございますけれども、その件につきましても、私どもの議員といたしましては、これが妥当なのかどうなのかという審査基準というのを持ち合わせないというのが、非常に市民の代表として出てきている私どもとしては、非常に審査しにくいという側面がございます。

したがって、総じてこういう計画を立てられるということについて、市民の目というものを意識した手続的な側面で整備させていただきたいと。そうしないと、この先は執行部、議会とにもずさんな承認をしている、計画を立てているという評価を受けかねないという危機感を持っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上で討論を終わります。

○議長（橋本 健議員） 次に、3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 議案第57号一般会計補正予算（第3号）につきまして、課題を提起しつつ、賛成の立場で討論いたします。

今回の補正予算の内容、必要性につきましては、おおむね賛同するところではありますが、体育複合施設の施設関連の2億2,280万円に関して3点ほど課題を提起いたします。

まず1つ目、空調設備、移動観覧席、雨水ろ過設備等の予算執行についてです。これらの工事を現在進行中の建築工事に追加、増額変更するのではなく、契約過程と契約内容の透明性の確保、競争入札によるコストダウンなどの観点から、公共工事における適正な契約事務執行の規範にのっとり、分離発注等、発注方法を十分検討していただきますようお願いいたします。

次に2つ目、連絡ブリッジの削減に伴う安全性と利便性の確保についてです。今回、市長の政策的判断により、連絡ブリッジを削減することでした。この削減によって損なわれる利用者の安全性と利便性について、それらを補うための前面道路の交差点改良及び信号機の設置を、連絡ブリッジの削減同様、政策的課題としてしっかり実現していただきますようお願いいたします。

最後に3つ目、体育複合施設最終形態の市民に対する直接説明についてです。今回の補正予算により、体育複合施設の最終形態が明らかになると考えられます。そこで、この内容を市民に対して直接説明することです。7月18日、19日の説明会に続く中間報告会の実施をぜひ願います。

この補正予算は、以上3点の課題を確実に実行することにより、現在までの体育複合施設にまつわる残念な状況を格段に挽回する契機になると考えます。補正予算案に賛成するに当たり、以上3点の課題を確実に実行していただくよう申し添えまして、私の賛成討論にします。

○議長（橋本 健議員） 次に、反対討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) ほかに討論はありませんか。

17番村山弘行議員。

○17番(村山弘行議員) 通告をしておりませんが、討論でございますから、賛成か反対かのことを明確にしなきゃいかんと思いますが、賛成という立場で苦言を呈したいと思います。

今お話がありましたように、10款の体育複合施設の件であります。これはいろいろな切り口でご批判もあろうと思いますが、私は市長の議会に対する姿勢の問題という立場でご指摘をしたいというふうに思います。

市長は6月議会の中で、市長に当選をして、現地に赴き、現場の責任者の方たちからこれまでの工事の進捗状態、あるいは関連下請と申しますか、発注も随分進んでおるという話を聞き、庁舎内でも議論をした結果、もうこれはどうしようもないということで、このまま進めるという発言を6月議会でされました。それから、7月、8月の全員協議会でも何のお話も私どもにはなかったと思います。9月議会へ向けての議運を開催をした翌日、新聞記者に記者会見の中でブリッジを外すということを言われたやに聞いております。それまで私たちは全くそのことを知らされておりませんでした。

私は、ある地域の方から呼び出しをいただきまして、ブリッジをやめるらしいがというふうに聞かれましたので、そんなことはありません、予定どおり進むというふうになっておりますと言ったら、新聞にこう記載されておると。そこで、9月議会で初めて公式的にはブリッジをやめるというふうに言われました。

6月議会でこのまま進行していくというふうに判断をしたと言われていた市長が、3カ月後の9月議会ではやめると、しかも私ども議会は市民の代表であるにもかかわらず、それに何ら説明をされていない。新聞記者に記者会見で発表されるというようなあり方でいけば、市議会で提案をされたことが、例えば9月議会で出されたことが、12月議会では全くほごにされるということも懸念をいたします。そういうことでは、市議会と執行部との議論で確認したことなどが全てほごにされるという危惧をいたします。

したがって、私は本当は反対をしたいわけですが、いろいろなご配慮の補正予算もされておるようでありますから、全てを反対するというわけにはいきませんので、ここはどうしても議会に説明されたことについては、変更があれば前ぶれに説明をしていただく、少なくとも記者なりあるいはいろいろな住民の方に説明をする、結論を出す前には、私どもは市民の代表でありますから、そこで変更があれば変更をせざるを得ないというような話をしていかないと、私どもはほったらかしにされて、先に違う部分でマスコミだとか市民の方が先に知るようなことがあっては、議会制民主主義あるいは二代表制といわれる部分が全く機能しなくなるというふうに思っております。

したがって、ここはしっかり市長に申し入れをしまして、補正予算については賛成討論にしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 済みません、私も通告しておりませんが、賛成の立場で討論いたします。

まず、この問題は、体育館本体もそうですが、かなり政治的な色合いが強いなと思っております。途中選挙を挟みまして、まだそのいろいろな影響、市長もいろいろ振り回されとってじゃあいかなのですが、いろいろと困難な場面もあるのかなと思ったりはします。

ところで、この案件に関しましてですが、反対の議員もおられると思いますけれども、反対が全部に反対だったらいいんですが、この補正の形で上がっておりますので、他のいろいろ市民生活に直結する急を要するような案件も中にはたくさん入っております。そこを含めて全部反対ならいいけれども、そうでないなら、まずは修正をかけるべきだと考えます、この体育館の部分だけが反対であれば。全体を反対にするということは、これは大変大きな影響があると、まずそこを危惧します。

そして、この幾つかの中の移動観覧席について、初日、そしてまた2日目の質疑で説明を受けたんですけども、最近ある集まりがあってですね、国分のふれあい館であったやつで、200脚ぐらいの折り畳み椅子があったんですけど、確かに前が見えない。特に子どもなんていうのは、前の大人の背中を見とるしかないんですね。退屈で、何かもう騒ぎまくっていましたが、やはり臨場感とか高低差というのは必要だなと、これは正直思いました。

これは進めていってほしいんですが、ただこの前の常任委員会の質疑の中の説明で、何か契約を単独ではなくて変更契約でいかれるというふうなことを言われたと伺っております。これはやっぱりおかしいんじゃないかなろうかと。やるんだったらきちんとした入札なり行ってやるべきであるし、不可分というんであったら、そもそもこれは分けているんですよ。後からくっつけたのが不可分という理屈は通らないと思う。

ですから、そこら辺のことはまだ、これは別の案件として、臨時会かどうか知りませんが、でも出されるときには、きちんとした説明、慎重な対応をお願いして、討論とします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

ただいまの各常任委員長報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成16名、反対1名 午前10時43分〉

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） ただいま可決されました議案第57号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）」につきまして、神武議員を賛成者として附帯決議を提案したいと思いますので、対応をお願いいたします。

○議長（橋本 健議員） ただいま発議の提案がありましたので、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時43分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（橋本 健議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど藤井雅之議員のほか賛成者から、発議第8号「議案第57号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）に関する附帯決議」が提出されました。

これをお手元に配付しておりますとおり、追加日程第1として追加し、直ちに議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 発議第8号 議案第57号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）に関する附帯決議

○議長（橋本 健議員） 追加日程第1、発議第8号「議案第57号 平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）に関する附帯決議」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

15番藤井雅之議員。

〔15番 藤井雅之議員 登壇〕

○15番（藤井雅之議員） 提案に先立ちます前に、補正予算を分割付託、審議している関係で、最終日の提案になりました。本会議場の俎上にのせていただくことをご了解いただきました同僚議員の皆様に、まず感謝申し上げます。

先ほど可決をされました議案第57号「平成27年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）」に関する附帯決議、お手元に配付をしております附帯決議の案文の朗読をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

9月定例議会において提案された平成27年度一般会計補正予算（第3号）で、10款5項1目保健体育総務費において、体育複合施設整備費の工事請負費として1億4,660万円を計上したものが提案された。

この内訳は、一度基本設計から外された移動観覧席、空調設備、雨水処理設備を再度盛り込

んだものであるが、移動観覧席についてはその必要性が市民の間でも意見が分かれている。また、体育複合施設の利用計画についても、移動観覧席を必要とする計画、日数等が明らかになっていない中で懸念が残る。

よって、懸念解消のためにも、下記の点について一層の努力を傾注されることを求める。

1、体育複合施設の利用計画を早急に定め、議会に報告すること。

2、移動観覧席については、必要性、規模等を再度検討した上で予算を執行すること。

以上、決議する。平成27年9月29日、太宰府市議会議長橋本健。

以上でございます。同僚議員の皆様の附帯決議へのご賛同を重ねてお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 附帯決議の記に記してある2番、移動観覧席については、必要性、規模等を再度検討した上で予算執行することとありますが、規模等を再度検討ということは、現在何百席から何百席で検討していただきたいとか、そういった要望があれば教えてください。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 具体的な規模等につきましては、これは委員会の補正予算の審議の過程の中でもですね、移動観覧席のその規模、今の配置の列数等を縮小といいますか、削減することも可能ではないかというような、そういった質問等が出ておりますので、その点を踏まえたものの決議でありまして、具体的に例えば今ある計画から何席に削減をしてほしいということは、私のほうでは持ち合わせておりませんが、委員会での審議の過程を踏まえた上で、こういう形で提案をさせていただきました。

○議長（橋本 健議員） 再質問。

14番長谷川公成議員。

○14番（長谷川公成議員） 先ほど補正予算が通った中で、また再度検討した上でというこの言葉が、はっきり言って、再度検討した上で予算を執行することということが適切なかどうかですね、私はちょっとわからないところがありますので、もうちょっと具体的に教えていただければと思います。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 具体的に再度検討というところがということでございますけれども、繰り返しになりますかもしれませんが、委員会の補正予算を審査する過程の中でですね、移動観覧席の規模というものが議論がありましたので、先ほど説明した列の配置のあり方とかですね、そういった部分を再度検討してほしいという意味で、この文言を入れさせていただきました。

た。

○議長（橋本 健議員） いいですか。

ほかに質疑はありますか。

3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） 2番の移動観覧席については、必要性、規模等を再度検討した上で予算執行することについてなんですけれども、1項目めのほうは体育複合施設の利用計画を早急に定め、議会に報告することとあります。2項目めについては再度検討というのは、報告まで含めてということなんでしょうか。ちょっと私も興味があるところなんですけれども。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 済みません、その報告というものが漏れておりましたけれども、私個人の考えとしては、当然そういった部分、検討した結果を議会に報告はいただきたいというふうに思っております。

○議長（橋本 健議員） 再質問がありますか。

ほかに質疑はありませんか。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 特に2項目めに関してなんです、一度基本設計から外された移動観覧席、空調設備、雨水処理設備と3つ上げている中で、とりわけ移動観覧席についてのみ取り上げているということの積極的な理由を教えてくださいと思います。

○議長（橋本 健議員） 15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） まず、空調設備と雨水処理に関しましては、やはり体育複合施設、体育複合以外に避難所等としても使う計画があるということで、その必要性は空調設備等は私は必要であるかと考えますが、移動観覧席につきましては、どれだけその移動観覧席を必要とするような催し物といいますか、そういったものの計画等具体的なものが年間何日ぐらいとか、そういったものがまだ議会には具体的なものとして示されていない中で、市民の方からもそういった移動観覧席についてですね、必要性というのが、いろいろ議員のところにもご意見等届いていると思います。その上でですね、あえて今回はこの移動観覧席についての委員会でも議論になった点も踏まえて、附帯決議として提案をさせていただきました。

○議長（橋本 健議員） 再質問はありますか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、委員会付託を省略します。

直ちに討論、採決を行います。

討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 反対の立場で討論します。

内容、先ほどこのまだ30分ぐらいしかたっていないんですが、何度も何度も読み返して、非常に情情的には非常にそうだという気持ちと、ただまだこの文章とといいますか、この内容自体がちょっとなかなか消化し切れないところがありまして、まずこの前文もですが、この1と2に関しては、これは我々があらゆる機会、予算審議でありますとか一般質問であるとか、さまざまな場で何度も繰り返し求めてきたような内容ですね。

そして、1については、利用計画はいろいろありましたけれども、工事等の進捗と並行していろいろな計画はその折々に受けております、十分かどうかは別としまして。最近も受けております。ただその中で、運用に関しての人数等に関しては、まだまだ精査中であるという答弁を受けている。またその辺が決まれば、当然報告があるというふうに聞いております。

2に関しましては、先ほどの質疑の中でもありましたように、移動観覧席についてはこれこれを再度検討した上で予算執行といいます、これをよく検討した上で先ほどの議案を可決したわけですよ。結論が出たんですよ。それをまたまた、十分に検討された上で上程されたんだと思う。それを今議会は審議して、結論を出したわけですよ。それを今度はまた執行部に対して、また検討した上で、この予算執行というのは、先ほどこれは認めたわけですよ、枠を。それにまた条件づけをすると。

附帯決議ということで、いわゆる拘束力とか強制力というのは余りないという考えもあるかもしれませんが、これは議会の中でですね、議決という形で出したら、これはやっぱり重たいと思うんですよ。それはきちっとやってもらわないかと思っています。

そういうことで、先ほども言いましたけれども、なかなかまだ私の中で頭もまとまらんけれども、今言ったようなところがどうしてもやっぱりはいとは言えない部分があります。できれば議会全体で、みんなで何か話し合ってますね、一つの提案として出せばよかったのかなとは思っております。

以上です。

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。

8番徳永洋介議員。

○8番（徳永洋介議員） 賛成の立場で討論します。

気持ち的には門田議員と同じなんですけれども、考え方を考えてですね、やっぱりこれからの体育館の利用計画というのは必要だと思うし、自分としては移動観覧はかなり必要性を感じています。

結局、太宰府西中が大野城のほうで合唱コンクールをすると、この前招待状が来て、どうし

でもプラム・カルコアは人数が入らないからですね。だけんスポーツだけではなくて、そういう文化的な行事であるとか学校行事でもいろいろな部分で利用ができる。西鉄電車、JRも近い。やはりいろいろなですね、イベントを今後計画していけば、いい意味で市民のための体育館になっていくと思いますので、この2点をやはり執行部のほうも十分考えていただいて、いい体育館ができるよう、より一層検討していただければと思います。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

3番木村彰人議員。

○3番（木村彰人議員） この内容につきましては、57号議案の討論でも私も述べたところなんですけれども、かなりですね、予算的にはおおむね了解というところで承諾している議員も多い中で、やっぱりどうしてももうちょっと不明なところ、お願いしたいところがあるというところで、私討論をさせていただいたところなんですけれども、これについては私は討論の中でもちょっとお願いという形でお話しさせていただきました。

でも、このですね、附帯決議については、議会に報告するという、もうちょっと一歩踏み込んだ内容が組み込まれていますのでね、これ自体は私の前回の討論よりも一歩踏み込んだ意味があるものではないかと思っております。

予算については可決されたわけなんですけれども、それ自体はアッパー、上限を示したと。その中でも移動観覧席にしても空調にしても、まだ競争入札という形でコストダウンの可能性も含まれていますのでですね、まだまだ予算を絞り込むという可能性は大いにあると思っております。

移動観覧席についても、今フルで数上げておりますけれども、もしかしたらもうちょっと絞り込むということもあるやもしれません。

そういうことも含めまして、この附帯決議は有効だということで、賛成の立場から討論させていただきました。

○議長（橋本 健議員） ほかに反対討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 討論はありませんか。

7番笠利毅議員。

○7番（笠利 毅議員） 予算案に反対した立場としては、この附帯決議に賛成も反対もしにくいのですが、一応予算は認められて、その枠はあるということを前提に、賛否は最後に述べるようにしたいと思います。

先ほど質問で上げたように、私自身は移動観覧席について、以外についても同様の疑問を持っている者なので、その点でこの附帯決議内容には若干の不満を感じているということと、また利用計画を早急に定めとありますが、定めること以上に、より具体的なものを提示することが求められていると思う点でも、やや文言に甘いものは感じると思っております。

ただ、この附帯決議の意図するところは、私が理解する限りですが、先ほど予算決議に際

して賛成の立場で討論された際に、何人かの方が注文のようなものをつけましたが、趣旨においてはその方向に合致しているものと全体としては考えます。

したがって、よくある言い方になるかもしれませんが、賛成するのも非常にしにくいものですが、多くの賛成された議員がつけた注文を真摯に執行部が予算執行に当たって受けとめ、少しでも議会の一定数の人数が疑問を持っている点の解消を努めるための、その契機を与える附帯決議であろうという理解のもとで、私は賛成の立場をとりたいと思います。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。
採決を行います。

発議第8号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。
（少数起立）

○議長（橋本 健議員） 少数起立です。
よって、発議第8号は否決されました。

〈否決 賛成8名、反対9名 午前11時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第4 議案第58号 平成27年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

○議長（橋本 健議員） 日程第4、議案第58号「平成27年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小島真由美議員。

〔12番 小島真由美議員 登壇〕

○12番（小島真由美議員） 環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第58号「平成27年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について」、その審査の内容と結果を報告いたします。

今回の補正は、国、県、支払基金の精算に関するもので、精算返還金の財源として前年度繰越金を充てまして、残りの分を基金に積み立てるというもので、歳入歳出それぞれに3,159万9,000円を計上するものであります。

質疑、討論はなく、採決の結果、議案第58号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で議案第58号の報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。  
これから質疑を行います。

議案第58号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第58号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対0名 午前11時34分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5から日程第12まで一括上程

○議長(橋本 健議員) お諮りします。

日程第5、認定第1号「平成26年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」から日程第12、認定第8号「平成26年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) 異議なしと認め、お諮りしたとおり一括議題とし、付託しておりました決算特別委員会の報告を求めます。

決算特別委員長 門田直樹議員。

[16番 門田直樹議員 登壇]

○16番(門田直樹議員) 決算特別委員会に審査付託されました認定案件の審査結果について、一括してご報告いたします。

本定例会におきまして審査付託を受けました認定第1号「平成26年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」及び認定第2号から認定第8号までの各会計の歳入歳出決算認定についての審査につきましては、9月2日の本会議初日に市長の提案理由説明及び本会議散会後の特別委員会初日に各担当部長の概要説明を受けた後、9月18日及び24日の2日間にわたり、市長ほか副市長、教育長及び各部長、課長出席のもとに審査いたしました。

審査に当たりましては、決算書に付随して提出されました事務報告書、監査委員の各決算審査意見書、施策評価を参照し、さらに各委員から資料要求がありました審査資料もあわせ、各

委員からの質問とそれに対する所管部課長の説明をもとに慎重に審議いたしました。

この決算審査に当たりましてご協力いただきました各委員及び執行部の皆様に対しまして、改めてお礼申し上げます。

市長や担当部長からの説明では、平成26年度は前年度より市税は増加したものの、一般財源全体としては減少する中、体育複合施設や総合子育て支援施設整備事業などの大型事業の遂行に当たった。国、県の補助金あるいは市債の活用など、あらゆる財源の確保に努めるとともに、経費の節減や事業の見直しなどを積極的に行い、総合計画に掲げる各種施策や事業の計画的推進に努めたという報告がありました。

なお、各会計ともに審査の詳細な内容につきましては、全議員構成での審査であったこと、また後日決算特別委員会会議録が配付され、またその他の関係資料としての事務報告書並びに各委員から要求された審査資料等も配付されておりますので、ここで逐一報告することは省略いたします。

執行部におかれましては、委員会審査の中で出された問題点、指摘事項、意見、要望等について十分に整理、検討され、新年度予算の編成に反映させるとともに、今後の事務執行にも積極的に対応されることを強くお願いしておきます。

また、各会計においてもまだまだ厳しい財政状況が続いており、今後とも行政の効率化、財政の健全化をより一層進め、行政サービスの低下を招くことがないように、職員が一丸となって行政運営に取り組まれますよう要望いたします。

それでは、各会計の実質収支の状況を主に報告いたします。なお、各会計とも金額につきましては、千円単位にて報告いたします。

まず、認定第1号「平成26年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成26年度の一般会計決算額は、歳入総額258億8,713万5,000円、歳出総額251億6,241万2,000円で、歳入歳出の形式収支額は7億2,472万3,000円の黒字であり、翌年度へ繰り越しすべき財源1億6,941万円を差し引いた実質収支額についても、5億5,531万3,000円の黒字決算となっています。

なお、平成26年度の実質収支額から前年度実質収支額を差し引いた単年度収支額においては、2億4,531万8,000円の赤字決算となっていますが、財政調整資金積立金と繰上償還金を加えた実質単年度収支は5億7,299万5,000円の黒字となっています。

普通会計における市債残高は、平成26年度末では227億5,475万6,000円であり、前年度より24億1,737万1,000円増加しています。

また、経常収支比率は89.9%で、前年度に比較して0.1ポイント増加しており、昨年度とほぼ同じ状況となっています。

執行部にあつては、今後とも行政の効率化、財政の健全化に向けて、より一層の努力をなされるよう要望しておきます。

質疑、討論を終わり、委員会採決の結果、認定第1号は多数をもって認定すべきものと決定しました。

次に、認定第2号「平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成26年度の決算額は、歳入総額73億2,467万円、歳出総額83億8,105万2,000円で、歳入歳出差し引き10億5,638万2,000円の赤字決算となっています。このため、この歳入不足は平成27年度繰上充用金で全額補填されています。また、単年度収支額も1億7,340万3,000円の赤字となっています。

歳入の基礎となります国民健康保険税を見ても、現年課税分の収入率は94.85%で、前年度に比較しますと0.29ポイント上昇しているものの、保険税収入総額は15億3,795万1,000円で、前年度に比べ1.5%、2,289万3,000円の減となっています。

また、収入未済額は、現年分、滞納繰越分合わせて4億4,281万6,000円となっており、前年度に比べ3.7%の減となっています。

歳入において、前年度に比べ国庫支出金が4.4%、6,760万2,000円の増、繰入金が15.7%、6,778万6,000円の増となっているものの、歳出において、歳出総額の60.2%を占める保険給付費や後期高齢者支援金、介護納付金が増加しています。

平成26年度も国保会計は歳出の増加に差入額が及ばず、9年連続の赤字決算となっており、国民健康保険事業は今後も厳しい財政運営が続くものと思われまます。平成30年度から都道府県が財政運営の主体となることから、医療費の節減と適正化に向けた取り組みにより一層の努力をお願いしておきます。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第2号は全員一致で認定すべきものと決定しました。

次に、認定第3号「平成26年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成26年度の決算額は、歳入総額11億257万2,000円、歳出総額10億3,366万7,000円で、歳入歳出の形式収支額は6,890万5,000円の黒字であり、前年度実質収支を差し引いた単年度収支は1,866万8,000円の黒字となっています。執行部におかれましては、今後とも健全運営に努力されますようお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第3号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第4号「平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成26年度の決算額は、保険事業勘定においては歳入総額44億317万2,000円、歳出総額43億7,300万9,000円で、実質収支額は3,016万3,000円の黒字決算となっています。また、単年度収支額は670万5,000円の赤字となっています。

介護サービス事業勘定においては、歳入総額3,868万2,000円、歳出総額2,480万4,000円で、実質収支額は1,387万8,000円の黒字決算となっています。また、単年度収支額も173万6,000円の黒字となっています。

保険事業の歳出総額の94.6%を占める保険給付費については、高齢化の進展に伴い、今後も増加するものと考えられます。執行部におかれましては、今後とも介護予防対策などに努力されますようお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第4号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第5号「平成26年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

平成26年度の決算額は、歳入総額460万3,000円、歳出総額159万4,000円で、実質収支額は300万9,000円の黒字決算となっています。

償還金については、平成26年度末までで収入未済額は9,188万5,000円となっており、その回収率は3.9%となっています。執行部におかれましては、滞納解消に向けて今後ともさらなる努力をお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第5号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第6号「平成26年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」報告いたします。

障がい者に対する標準的な支援の度合いを示す障がい支援区分を審査、決定する事業について、平成18年度から筑紫地区4市1町で共同設置し運営を行っています。平成26年度からの2年間は、太宰府市が本事業の当番市となっており、会計については単年度精算となっています。

今回の平成26年度決算額は、歳入歳出ともに総額1,391万5,000円となっており、実質収支額は単年度精算であることから0円となっています。執行部におかれましては、この事業における共同設置の趣旨に基づき、今後とも適正な運営をお願いいたします。

質疑、討論もなく、委員会採決の結果、認定第6号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第7号「平成26年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

平成26年度の年間総給水量は535万9,250^mで、前年度に比べ1.1%の増となっており、有収率については93.5%となっています。行政区域内人口に対する給水人口普及率は、前年度に比べ0.9ポイント増の82.6%となっています。

経理面では、収益的収入及び支出において、収入総額は給水人口の増加等により給水収益が増加したこと及び新会計制度への移行に伴い、営業外収益に長期前受金戻入が計上されたこと

等により、前年度に比べ15.7%増の13億6,894万3,000円となっています。

支出総額については、会計制度の移行に伴う特別損失が増加したことなどにより、前年度に比べ0.7%増の11億5,379万8,000円となっています。この結果、平成26年度は2億1,514万5,000円の純利益が生じています。

次に、資本的収入及び支出において、収入総額は布設がえ補償工事等が減少したことなどにより、前年度に比べ1,001万6,000円減の492万9,000円となっています。

支出総額は、水道加入促進による新設工事及び老朽管の布設がえ工事が増加したことなどにより、前年度に比べ8,523万9,000円増の4億7,126万8,000円となっています。この資本的収支での不足額4億6,633万9,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、過年度分損益勘定留保資金で補填されています。

水道事業経営においては、今後とも水道の普及率向上、また営業収益の根幹である水道使用料の収納率向上に努められまして、経営の効率化と安全で良質な水の安定供給をお願いするものであります。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第7号は全員一致で原案可決及び認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第8号「平成26年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」報告いたします。

平成26年度の有収水量は、水洗化人口の増加により前年度に比べ0.3%増の621万9,570^m³となっています。また、行政区域内人口に対する水洗化人口普及率は、前年度に比べ0.2ポイント増の96.6%となっています。

経理面では、収益的収入及び支出において、収入総額は下水道使用料の引き下げにより収入額が減少したものの、新会計制度への移行に伴い長期前受金戻入が営業外収益に追加されたことなどにより、前年度に比べ10.2%増の17億5,105万9,000円となっています。

支出総額は、みなし償却の廃止に伴う減価償却費の増加、会計制度の移行に伴う特別損失が増加したことなどにより、前年度に比べ15.1%増の14億6,176万5,000円となっています。この結果、平成26年度の純利益は2億8,929万4,000円となっており、黒字決算を維持しています。

資本的収入及び支出において、収入総額は資本費平準化債を発行しなかったこと等により、前年度に比べ27.3%減の7億3,322万3,000円となっています。支出総額は奥園及び陣ノ尾地区の雨水管渠築造工事の増などにより、前年度に比べ1.9%増の17億1,120万9,000円となっています。

この資本的収支での不足額9億7,798万6,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、繰越工事資金、減債積立金、過年度分損益勘定留保資金で補填されています。

下水道事業は、健康で快適な生活環境の実現に不可欠な都市基盤整備事業であります。災害に強いまちづくりのためにも、今後とも雨水管渠整備事業など計画的な事業推進とともに、水洗化促進により営業収益の根幹であります下水道使用料の収入確保と経費節減を図りながら、

健全経営に努力していただきますようお願いいたします。

質疑を終わり、討論はなく、委員会採決の結果、認定第8号は全員一致で認定すべきものと決定いたしました。

以上で決算特別委員会に審査付託されました認定第1号から認定第8号までの平成26年度各会計の決算認定案件についての委員会審査報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

質疑は、全議員で構成された特別委員会で審査されておりますので、省略します。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

認定第1号「平成26年度太宰府市一般会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

通告がありますので、これを許可します。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 監査委員としての立場もありますので、その点もあわせて討論の中で述べさせていただきます。

全国都市監査委員会発行の監査手帳から引用いたしますが、監査委員監査基準第1章総則の第3条において、「監査委員は法令により定められた権限に基づいて、市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理または市の事務の執行について監査等を実施し、その結果に関する報告を決定し、これを議会及び市長等に提出し、公表するなどにより、民主的かつ効率的な行政の執行確保に資し、もって住民の福祉の増進と地方自治の本旨の実現に寄与する。」こととあります。

また、同じく第1章第2節第6条の実施基準におきましては、「監査等の実施に当たっては、事務事業の執行が予算及び議決並びに法令に基づいて行われているかに留意し、積極的かつ指導的に実施しなければならない。」とあります。

監査の際の中心の着眼点としては、議会において議決をされた予算の執行に当たり、適正に出納が行われているかということが中心で、個別の政策の内容については監査委員としての範囲では及ばないと考えます。

予算の適正な出納につきましては、平成26年度行われていると判断をいたしますが、しかし議員の立場として、提案されている平成26年度一般会計歳入歳出決算を見ると、市民生活の点において前進している分野もありますが、しかし予算の採決時に反対した同和対策事業に予算が執行され続けています。

また、委員会審査の中で、扶助費の介護サービス費の執行が今回ありませんでしたが、同会派の神武議員の質疑では、たまたま対象者がいなかっただけで、引き続き制度を継続していくことが表明されました。早期に廃止を求める立場からは、引き続き継続をすると表明された以上、提案の決算認定に賛成することはできかねます。

地方自治法第1条の2では、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本とし

て」とあります。提案の決算は、前市長時代に執行された内容であります。新市長においては今後新年度の予算編成に取り組みられていくことと思います。その点も踏まえた対応を重ねてお願いいたしまして、提案されております平成26年度の一般会計歳入歳出決算認定については、同会派の神武議員とともに反対することを表明して、討論を終わります。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第1号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、認定第1号は認定されました。

〈認定 賛成15名、反対2名 午前11時55分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、認定第2号「平成26年度太宰府市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第2号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、認定第2号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前11時56分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、認定第3号「平成26年度太宰府市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第3号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、認定第3号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前11時56分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、認定第4号「平成26年度太宰府市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第4号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、認定第4号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前11時57分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、認定第5号「平成26年度太宰府市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第5号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（橋本 健議員） 全員起立です。

よって、認定第5号は認定されました。

〈認定 賛成17名、反対0名 午前11時58分〉

○議長（橋本 健議員） 次に、認定第6号「平成26年度筑紫地区障害支援区分等審査会事業特別会計歳入歳出決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第6号に対する委員長の報告は認定です。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第6号は認定されました。

(認定 賛成17名、反対0名 午前11時58分)

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第7号「平成26年度太宰府市水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第7号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を委員長報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第7号は原案可決及び認定されました。

(原案可決及び認定 賛成17名、反対0名 午前11時59分)

○議長(橋本 健議員) 次に、認定第8号「平成26年度太宰府市下水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

認定第8号に対する委員長の報告は原案可決及び認定です。本案を委員長報告のとおり原案可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、認定第8号は原案可決及び認定されました。

(原案可決及び認定 賛成17名、反対0名 午後0時00分)

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 請願第2号 「いきいき情報センター・トレーニングルーム」の設備・機械改善に関する請願

○議長(橋本 健議員) 日程第13、請願第2号「「いきいき情報センター・トレーニングルーム」の設備・機械改善に関する請願」を議題とします。

本案は環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 小畠真由美議員。

[12番 小島真由美議員 登壇]

○12番(小島真由美議員) 環境厚生常任委員会に審査付託されました請願第2号「いきいき情報センター・トレーニングルーム」の設備・機械改善に関する請願」について、その審査の内容と結果を報告いたします。

請願に対する意見はなく、討論については、紹介議員のあり方について、今回の補正予算でも機具の購入が計上されていることから、事前に執行部等に確認していれば請願までせずに済んだ案件ではないか、紹介議員においては事前の慎重審議をしていただいで、請願を出すという重みを感じていただきたい、ただ、内容そのものについては反対するような案件ではないので、賛成とする賛成討論、機械の更新というものが動かなくなってきたという感じが強いので、計画的にそろえていくような方向を市がとっていけるような後押しになればと考え、賛成とする賛成討論、今後残った設備についても同じような時期に入っている、同じように壊れていくと思うので、一括して予算を組むような形をしてほしいとする3件の賛成討論がありました。

反対の討論はなく、採決の結果、請願第2号は委員全員一致で採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(橋本 健議員) 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋本 健議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第2号に対する委員長の報告は採択です。本案を委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(橋本 健議員) 全員起立です。

よって、請願第2号は採択とすることに決定しました。

〈採択 賛成17名、反対0名 午後0時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 意見書第1号 少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第14、意見書第1号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された意見書第1号「少人数学級推進、義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

意見書の提出者である委員からは、小学校1年生は35人以下学級であるが、小学校2年生は加配措置でとどまっております、財務省も少人数学級について必要ないのではないか、また国において教育費を拡充しようという傾向がないため、議会の意見書として国に提出していただけるように要望するものとの補足説明を受けました。

委員から、同じような内容のものが今まで何度も出てきているが、今までと内容は違うのかという質疑があり、流れが少しずつ変わってきていて、内容は少しずつ変わっているが、基本的にこのような意見があるということを国に知らせることが大事という説明がありました。

討論はなく、採決の結果、意見書第1号は委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

5番有吉重幸議員。

○5番（有吉重幸議員） 通告はしておりませんが、私は賛成の立場として申し上げます。

今回の少人数の学級制度、こちらはもしできましたら、すごく手厚く素晴らしいことになると思います。また、教育の機会の均等、また教育の維持向上というの、未来の子どもたちのために、もしなればですね、素晴らしいことだと思います。

しかしながら、先ほど委員長も言いましたけれども、毎回同じような形で可決されて意見書を出されていますが、同じような形でですね、出されても、また同じような結果になるのではないかという危惧がされます。もっと切り口を変えながら、この議題に関してはですね、出されたほうが良いと思います。

今回私は賛成いたしますけれども、今後の要望でございます。よろしくお願ひします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第1号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願ひます。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、意見書第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成11名、反対6名 午後0時06分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第15 意見書第2号 安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書

○議長（橋本 健議員） 日程第15、意見書第2号「安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 門田直樹議員。

〔16番 門田直樹議員 登壇〕

○16番（門田直樹議員） 総務文教常任委員会に審査付託された意見書第2号「安全保障関連法案の慎重審議を求める意見書」について、その審査内容と結果を報告いたします。

意見書の賛成者である委員からは、委員会審議中の際には、国会で審議中だが、国会での成立について7割を超える方が反対だというような世論調査も出ており、市でも反対の声が上がっているのです。ぜひ国のほうにこの意見書を提出してほしいとの補足説明を受けました。

委員から、慎重審議というのは、時間であるとか手続であるとか、何か具体的なものがあるのかという質疑があり、具体的にどのくらいというものはないが、答弁などで理解できないとか、解決できていないような内容もあるので、国会ではもっと慎重にという内容にしているという説明がありました。

討論はなく、採決の結果、意見書第2号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（橋本 健議員） 報告は終わりました。

これから質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

1 番堺剛議員。

○1 番（堺 剛議員） このほど提案されました安全法制関連法案の慎重審議を求める意見書について、反対の立場から討論をさせていただきます。

まず、憲法について、中でも憲法9条について、公明党の立場を明らかにして討論に臨みたいと思います。

憲法は、日本の法体系の頂点に立つ最高規範であり、日本国憲法が掲げる基本的人権の尊重、国民主権主義、恒久平和主義の3原則は、人類の英知というべきすぐれた普遍の原理と捉えています。この憲法のもと、日本は戦後の荒廃の中から立ち上がり、今日の発展を築いてきました。また、憲法第9条の戦争放棄を定めた第1項、戦力の不保持等を定めた第2項を堅持することについて支持する立場です。

そうした大原則のもと、昨今の周辺事態の悪化の現実を踏まえ、平時から有事まで切れ目なく国家並びに国民を守るために、あらゆる事態に対応できる法整備が必要であると考えます。行動の伴わない観念的な平和論ではなく、着実かつ具体的に平和を創造していこうというのが、公明党の行動する平和主義です。昨年7月1日に閣議決定された自衛の措置の新3要件も、観念的な平和論ではなく、着実かつ具体的に平和を創造するための3要件です。

以降、この1年間、与党協議を25回、並行して公明党内でも35回の議論を重ねて、このたびの平和安全法制の関連法案の国会提出となっています。

平和安全法制の関連法案は、10の法律の一部改正を一括した平和安全法整備法案と新法の国際平和支援法案の2法案になります。大別すると、日本の平和と安全を守る法案と、世界の平和と安全を守る法案の2つになります。以下、安保法制関連法案といいます。この安保法制関連法案についても、さきの憲法第9条の枠内で、平時から有事まで切れ目なく国家並びに国民を守るために、あらゆる事態に対応するための法整備をするものです。

なぜ今、安保法制関連法案との疑問もあるようですが、1992年、国際貢献を柱とする国連PKO協力が制定されたときも、当初は国民世論の中にも、戦争に巻き込まれるという不安から成るご批判もございました。しかし、これまで国連決議に基づく非戦闘地帯での日本の自衛隊の国際貢献活動は高く評価され、これまでに延べ4万人の自衛隊員が無事後方支援任務を遂行しております。

日本が国際社会に貢献し、信用を高めることで、世界から尊敬を集める国にしていく、一たび東日本大震災のときのように、我が国の災害時には世界中の国が助けてくれます。各国からも支援をいただく必要が出てまいりますし、国と国とが互いに信頼し合う環境をつくることを尽力すべきであります。現在では、PKO協力は国民の大半の支持を得ています。

私たち公明党は、現在の恒久平和主義は将来も堅持しなければならない、世界に類例を見な

い日本国憲法であると強く主張しております。しかし、ここ数年、世界で発生する戦争や紛争は、いつ日本人が巻き込まれてもおかしくない状況が続いており、2013年アルジェリアで起きたニッキ社員人質虐殺事件、昨年イラクで起きたISによる日本人ジャーナリスト人質虐殺事件と、日本の法律の及ばない凄惨な事件、国際テロが起きております。

そして、日本周辺部では、北朝鮮によるたび重なるミサイル発射実験、日本固有の領土である尖閣諸島周辺での中国による領海・領空侵犯事案、中国漁船による日本近海での違法操業、南沙諸島での中国による人工島建設問題、竹島をめぐる韓国との領有権問題、国の重要施設を狙ったサイバー攻撃テロなど、危機の本質はここにあります。

現行憲法内でこれらの事案に対応するため、安倍政権は切れ目のない安全保障法制を国会に提出し、審議を尽くしているのが現状であります。

私ども公明党は、憲法9条で規定されている日本防衛のための限界を提示することにより、切れ目のない専守防衛、自国防衛を基本として自衛の措置がとれるよう、厳格な3要件を強く主張いたしました。国連決議に基づく国際法上の正当性の確保、例外なく事前の国会承認が必要、自衛隊員の安全確保を明確にするという要件です。

自国の防衛と国際貢献をよりスムーズにするための法整備であり、これまで以上の外交努力と抑止力を強化するための法整備であります。どこまでも日本が武力攻撃を受けたと同様な深刻かつ重大な被害が及ぶ場合に限定されており、他国の防衛それ自体を目的とするいわゆる集団的自衛権の行使は認めておりません。これ以上の事態に対応するには、憲法改正が必要であると思います。

今回提出されているご指摘の10本から成る平和安全法制と恒久法の国際平和支援法は、切れ目のない必要不可欠な法整備であります。

最後に、憲法第13条で国民の人権を尊重する国政の責務が規定されています。がその反面、先ほど述べた近隣諸国との厳しい現状も事実であることから、現行の法律の枠内で国民を守る仕組みを整備したというのが、今回の法整備の結論であります。

したがって、上程されております安保法制関連法案の慎重審議を求める意見書の提出については反対いたします。

議員各位におかれましても、私の討論に賛同くださり、安保法制関連法案の慎重審議を求める意見書の提出について、太宰府市議会の見識と粛々と否決してくださるようお願いをして、討論を終わります。

○議長（橋本 健議員） ほかに賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 討論はありませんか。

16番門田直樹議員。

○16番（門田直樹議員） 反対の立場で討論します。

理論的なことは堺議員がたっぷりおっしゃっていただいたので、おおむねそのとおりだと思

います。

私ども委員会で審議したんですけれども、委員長の立場上、余り意見は申ししておりませんので、ただ質疑の中で、先ほど登壇して申しましたとおり、具体的に要するに何なのかと。慎重審議を求めるといふ意見書でございますけれども、慎重審議とは何なのかという、具体的には何もないというふうなお答えだったと思います。

時間であるとか手続であるとか、そういったものは想定していないようなことで、その文言に関しましても、2日目でしたか、どこかで質疑がありましたけれども、例えば海外派遣のことを海外派兵という表現をとられてある。一体そういったのはどこからくるのかということもどうも明確ではないというか、そういうものだと思っているというお答えだったと思います。

私もこの件に関しまして大分考えたんですけれども、どうも感情が先行しておるんじゃないかと、この意見書がですね、こういうふうな国会審議に対して。それで、何よりももう既に成立しとるわけですね。今のこれを出して何があるのかという、効果は何もないと私は思うんですが、ただ提案者は、こういうふうな議論を明らかにしてほしいということですから、述べさせていただければ、これは戦争防止のための法案整備だと思います。決して戦争法ではない。しかし、それを本当にこの地方議会でやるんだったら、定例会全部これで費やしても時間は足りないと思います。提案に関しては慎重にお願いしたいと思う。

以上です。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

15番藤井雅之議員。

○15番（藤井雅之議員） 通告をしておりますけれども、意見書に賛成の立場で討論をさせていただきます。

とりわけこの文言にあります慎重審議という言葉の意味を考えたときに、この9月に行われた採決までの過程の中でも、やはり大きな瑕疵があるように私は感じます。それは、地方公聴会を終えた直後に、公聴会というのは本来公述人の意見を参考にして、さらに審議を充実させていくべきものであると私は理解しておりましたが、今回の採決に至る過程は、公聴会で述べられた賛成、反対の公述人の意見を一切審議に反映することなく、この安全保障法案が最終的には参議院の本会議で可決されるような事態に至ったと考えます。

そのことも鑑みましたときに、やはりこの安全保障法案については説明が足りないという各種の世論調査もあることから、より一層の慎重審議が必要であるというふうに考えますので、意見書の提出に賛成を表明いたします。

○議長（橋本 健議員） 反対討論はありますか。

13番陶山良尚議員。

○13番（陶山良尚議員） 意見書第2号について、反対の立場から討論をさせていただきます。

先日閉会しました通常国会において、安全保障関連法案は可決成立いたしました。衆議院では約193時間、参議院では約116時間と、合わせて300時間を超える審議時間を重ね、安倍総理

も衆参の特別委員会において丁寧な説明を行い、国民に理解を求めてまいりました。

そして、戦後審議されてきた安全保障に関する法律、例えばPKO協力法の審議時間193時間をはるかに超えるなど、最長の審議時間となり、今までなかったことであります。議会制民主主義のもとでこれだけ慎重審議を重ね、成立したわけでございますから、私は十分な議論が尽くされたものと理解をいたしております。

また、昨今のアジアの情勢等を考えた場合、我が国を取り巻く状況も非常に緊迫しており、この先どのような有事が起こるかわからない状況であります。その中で、国や国民をどのように守るのか、まさにこのことは総理大臣の最大の使命であります。

法案制定に向けて安倍総理の強いリーダーシップのもと、今しかないという強い決意を持ち、また国民のことを一番に考えて法案成立に臨んだ安倍総理の政治姿勢に対して、私は賛同いたすところでございます。

この安全保障関連法案は、今後我が国の平和を守るための抑止力となる大変重要な法律であり、アメリカとの新たな日米同盟強化に対する期待、そして国際社会において日本がようやく一国の国として認められ、我が国の国際貢献に対して世界各国から今後評価されることを期待するところでございます。世界を願う先進国と同一歩調をとりながら、世界の平和へ向けて活動することで、自国の平和、そして世界の平和が保たれていくものと確信をいたすところでございます。

それと、先ほどから私も意見書の内容をもう一度読み直しました。以前から海外派兵とかそういう言葉の誤り、また自衛隊が戦争で一人の外国人も殺さず、戦死者も出さなかったことは、国民全てが誇るべきことですよという記載がございますけれども、これは何に対して誇るのか、私は意味がわかりません。むしろ誇るのであれば、今まで大変な時期を守っていただきました自衛隊一人一人に対しまして、私は国民が誇っていることで、それが当然のことではないかと思っております。

戦後ですね、我が国の平和は日米同盟のもと、冷戦状態等々はございましたけれども、アメリカの傘のもとで守られてまいりました。高度成長期のもとで、私たち国民は平和を忘れた時期もあったと思います。先ほども言いましたように、そういう中で自衛隊が最前線で頑張っていていただいておりますので、この安保法制の成立を通じて、私たち国民は自衛隊がしっかりと活動しやすい体制整備を国民一人一人が見守っていくことが一番大事なことかなと思っております。それが国民の役目ではないでしょうか。

最初にも述べましたが、さきの通常国会において既に議論が尽くされ、その結果可決成立した法律でありますので、私は慎重審議が行われたものと理解しておりますし、またこの意見書については、国会で議論が始まった時点において、例えば遅くとも6月の定例議会でこの意見書が提出されていたならばまだしも、国会閉幕を迎える今定例会に提出されたこと自体、時期を逸したものであり、メディア等のネガティブキャンペーンを受けて突発的に提出された感が否めません。国会で可決された時点で取り下げるべき案件だと思いますし、国の動きに対して

整合性に欠ける内容ではないかと私は理解をするところでございます。

以上のことから、この意見書については反対をさせていただきます。

○議長（橋本 健議員） 賛成討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 討論はありませんか。

4 番森田正嗣議員。

○4 番（森田正嗣議員） 国会で制定されたということで、制定された後の意見書が残っているというものの評価というものはいろいろあるかと思えます。ただ、世論調査におきましても、この法案を可決したということについて批判が多いのも事実でございます。

私どもは地方政治にかかわっておりますから、国家政治のことについて云々という話はございません。ただ、私どもは住民である前に国民でありますから、自分たちの家族あるいはそういったものが戦争の被害をこうむるかどうかということは、非常に身近な問題であろうと思っております。

したがって、これは国策だけの話として議論するというよりは、国民一人一人の話として議論されるのが筋ではなかろうかと思っております。

憲法の受け取り方につきましては、それぞれ政党間でいろいろな温度差がございますので、どれが正しいという話はなかろうかと思っております。堺議員がおっしゃられますように、憲法9条1項と2項、戦争放棄と武力のいわゆる軍隊の保持しないという文言でございますけれども、私といたしましては、感覚として戦争というのは制度で防止できたり防止できなかったりというものではない。

単純に申し上げますと、ある国で戦争によって他国が侵略する、あるいはいろいろな形で政府の人間がある人を殺害するというようなことがありますと、必ずその家族は復讐に燃えます。復讐に燃えたら、その復讐に燃えた方は必ず反動としての力の行使を行います。それが仮にミサイルという形で日本に飛んできた場合に、逆にその被害者の方はどういうふうな感情をお持ちになるか。

武力というのは制約がききません。一旦行使し始めると、ずっと連鎖的に行使していきます。最終的にどうなるか、それは私どもが歴史の中でいろいろ体験してきたように、常に武力というのは制度的に歯どめがかからないということがわかっているからこそ、日本国憲法は第9条において戦争放棄ということを行ったわけです。

一番私どもが注意しなければいけないというのは、憲法前文でございます。憲法前文の平和主義というのを最後のほうの2文ほどございますけれども、日本国民は国家の名誉にかけてこれを守るといふふうに宣言しております。これはその当時、憲法を制定された方々が、結局自分たちの生命を投げ出してもこの枠組みを維持するといった趣旨のものでございます。

そういった意味からしますと、依然として制度として集団安全保障体制の整備がなされたから、それでいいんだという話は一切起きてまいりません。問題はこれからも続きます。

そういう意味で、意見書を提出された方々が思っている危惧というものについては、国民もしくは住民である一人としては、非常に心に感じるものがあるというのが偽らない見解でございます。そういう意味で、私は賛成の方向で討論させていただきました。

以上でございます。

○議長（橋本 健議員） 原案に対して反対か賛成の立場で、簡単、明瞭にひとつ発言をお願いいたします。

ほかに討論はありませんか。

7 番笠利毅議員。

○7 番（笠利 毅議員） 賛成の立場で、私自身が提出者なんですけれども、討論いたします。数種類あるうち、最も短いものを読みます。

国防、軍事、戦争といったものが一方、他方で税金の使い道、これらについて国民の理解を重視するという考え方が歴史的に育んできたものが、現代の民主主義です。つまり、命、もう一方で暮らし、これについて国民の決定権を重んじるというのが、民主主義の進めてきた根幹にあります。車の両輪だと言っていいかと思います。

今森田議員もおっしゃいましたが、私たち地方議員は、また市役所内で仕事をされている行政の職員の方々も、税の使い道には日々気を使い、法を守ることに心を砕いています。民主主義の育ててきた車の一端を担いでいます。

今国政においては、もう一つの車輪、安全保障ないしは国防にかかわる事柄ががたがたになりかけています。車の反対側から、私たち地方政治に携わる者の日々の努力のその基盤が揺るがされていると、私はそのような認識を持っております。

意見書は文言上は慎重審議を求めるものですが、それは国民の理解なしに安全保障は成り立たない、むしろ物理的にも、政治的あるいは精神的にも国を滅ぼすものであると、そういう懸念の表明です。国民の理解なき安全保障とあるいは課税、税金の使い道ですね、それは悪法と言わざるを得ません。

今回安全保障に関する法案が可決されましたが、政府自身が国民の理解がないことは自認しております。そのような今、その適応が視野に入る今ですけれども、慎重さを求めることは、依然として時宜にかなっているものと考えます。あえて慎重審議の文言を残したままででも、政府に自重を求めることは、地方議員としての責務であると判断し、賛成討論の結びとします。

○議長（橋本 健議員） ほかに討論はありませんか。

10 番上疆議員。

○10 番（上 疆議員） 賛成の立場で簡単に討論いたします。

安倍首相は、9月25日に通常国会が事実上閉会したことを受けて、首相官邸で記者会見されました。最大の焦点だった安全保障関連法案が成立したことについて、政府は閣議で安保関連法を30日に公布することで決定いたし、公布から6カ月以内に施行されるようですが、安倍首

相は会見で、各社の世論調査で7割から8割が政府の説明不足と回答していることを念頭に、国民の理解をさらに得られるよう、政府として丁寧に説明する努力を続けていきたいと語っておられますが、本当に国民が納得できるような説明ができるのか疑問であります。

そのようなことから、この意見書を提出するとともに、今後とも説明責任を強く求めていく必要があると思いますので、賛成いたします。

○議長（橋本 健議員） 討論はありませんか、ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第2号に対する委員長報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

○議長（橋本 健議員） 多数起立です。

よって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成9名、反対8名 午後0時31分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16 議員の派遣について

○議長（橋本 健議員） 日程第16、「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

地方自治法第100条第13項及び太宰府市議会会議規則第164条の規定により別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときには議長に一任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第17 閉会中の継続調査申し出について

○議長（橋本 健議員） 日程第17、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から会議規則第110条の規定により継続調査についての申し出がっております。

お諮りします。

それぞれの申し出のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、本件は承認されました。



~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（橋本 健議員） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。
お諮りします。

本定例会において議決されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するもの
につきましては、会議規則第42条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認め、お諮りしたとおり決定しました。

これをもちまして平成27年太宰府市議会第3回定例会を閉会したいと思います。これにご
異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋本 健議員） 異議なしと認めます。

よって、平成27年太宰府市議会第3回定例会を閉会いたします。

閉会 午後0時32分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成27年11月20日

太宰府市議会議長 橋 本 健

会議録署名議員 宮 原 伸 一

会議録署名議員 上 疆